

令和7年9月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ワ)第30306号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 令和7年7月9日

判 決

神奈川県小田原市

原告 災害時の人権を考える会

同代表者代表 柳 原 敏 夫

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

被告 株式会社ゆうちょ銀行

同代表者代表取締役 笠 間 貴 之

同訴訟代理人弁護士 田 村 恵 子

同 吉 葉 浩 気

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

被告は、原告に対し、1円及びこれに対する令和6年11月27日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告は、自らが権利能力なき社団であるところ、被告が原告からの振替口座の開設申込を正当な理由なく拒否したことなどが不法行為に当たるとして、民法709条に基づき、損害賠償金150万円の一部請求として、被告に対し、1円及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和6年11月27日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を請求した事案である。

これに対し、被告は、原告が民事訴訟法（以下「民訴法」という。）29条

の法人格なき社団（権利能力なき社団）に当たらず、当事者能力を有しないとして本件訴えの却下を求めるとともに、原告主張の不法行為の成立は認められないとして、請求棄却を求めている。

1 請求原因

(1) 原告の設立の趣意等

ア 原告は、「市民が育てるチェルノブイリ法日本版の会」（以下「日本版の会」という。）と姉妹団体である。日本版の会は、平成23年の福島第一原発の原発事故を経験した市民が、日本法に原発事故の救済に正面から取り組んだ法律がないとの認識の下に、旧ソ連のチェルノブイリ事故の救済を定めたいわゆるチェルノブイリ法をモデルにしたチェルノブイリ法日本版の制定を目指して、平成30年3月に結成された団体である。そして、日本版の会の代表がチェルノブイリ法日本版の啓蒙のため、同会の活動やチェルノブイリ法日本版条例案などを紹介するブックレットを出版したことから、同ブックレットをより多くの人に知ってもらう目的で同ブックレットの販売、代金の振込送金、記録を行うために、新たな団体として原告を立ち上げた。

イ 原告は、団体としての組織を備え、会員の多数決によって運営され、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続するなど権利能力なき社団としての実質を備えるものである。

(2) 本件の事実経過

ア 原告は、団体としての原告自身の名義で振替口座を開設することとし、令和6年5月23日、被告に対し、振替口座開設の申込み（以下「本件口座開設申込」という。）をしたところ、被告からは、同年6月26日、同口座開設を拒否する旨の回答が届いた（以下「本件口座開設申込拒否」という。）。。

イ 同回答にはどのような理由で本件口座開設申込を拒否するのかその理由

も記載されていなかったことから、原告は、その理由について被告に説明を求め、もし原告がマネーロンダリングかテロ資金の関係する組織と疑われているのであれば、その疑いを晴らすための協議の場を設けてほしい旨申し入れた。しかし、被告からは、本件口座開設申込を拒否する理由につき回答できない旨の回答をし、その後も原告からの申入れに対し、同様の回答を繰り返した。

(3) 本件口座開設申込拒否の違法性

ア 振替口座は、被告が民営化前から行ってきた国公営サービスの1つで、送金決済のあらゆる局面においてフルに活用できる決済専用の口座であり、なおかつ、全国津々浦々で決済が可能な郵政省の独占的なサービスであったことから、郵政民営化前には、郵便局は正当な理由なく郵便振替口座の開設を拒否できず、これを拒否する場合には、公正性原則、透明性原則、説明責任の行政法の基本原理に照らし、拒否せざるを得ない正当な理由につき、説明を尽くす必要があると解されていた。

イ 同民営化前からかかる郵便局の振替口座というサービスが民法上の契約関係として理解されてきたことや、そのような振替口座の果たす社会的な機能等は同民営化後も何ら変わりがないことからすれば、このような法律関係の基本は、被告の民営化によっても変容されないというべきであって、被告は、特段の正当な理由なく振替口座の開設を拒否できず、例外的に同口座開設を拒否する場合には、その正当な理由につき説明を尽くすことが求められるというべきである。

ウ しかるに、被告は、原告からの本件口座開設申込を正当な理由なく拒否した上、その理由について何ら原告に説明しようとしない。全国で上記ブックレットの販売に励む協力者にとって、全国津々浦々から口座を持たなくても即時に利用できる振替口座の開設は団体としての活動上必須であって、かかる被告の行為は、憲法上保障された原告の結社の自由を侵害するもの

として、違法であることは明らかである。

(4) 原告の損害

かかる被告の違法行為により、団体の活動を事実上停止せざるを得なくなった原告が被る精神的苦痛は甚大であり、この精神的苦痛を金銭に換算すると150万円を下ることはない。

2 被告の本案前の主張

原告は、民訴法29条の法人格なき社団（権利能力なき社団）には当たらず、当事者能力があるとはいえない。したがって、本件訴えは却下されるべきである。

3 請求原因に対する認否及び被告の反論

(1) 請求原因(1)（原告の設立の趣意等）のうちアの事実は不知、イは否認ないし争う。

(2) 請求原因(2)（本件の事実経過）の各事実はいずれも認める。

(3) 請求原因(3)（本件口座開設申込拒否の違法性）のうち、アの事実は認め、イ及びウは否認ないし争う。その理由は以下のとおりである。

ア 民営化前の郵政省（郵便局）による郵便振替口座は、郵便振替法という特別の法律に基づき、行政機関又は国営の公社が行う郵便振替の業務に係る口座であって、その取扱いが同法に定められていたところ、同法は、郵政民営化に当たって廃止された。

被告は株式会社であり、被告における振替口座は、銀行法に定める預金口座であり、銀行業を行う銀行全般に適用される法律に基づく口座であって、その根拠法も法的性質も郵政民営化の前後で大きく異なるのであって、民営化前の法律関係の基本が民営化によっても変容されない旨の原告の主張は誤っている。したがって、この点を論拠として、被告に口座開設に应ずべき義務があり、正当な理由なく振替口座の開設を拒否できないとする原告の主張は失当である。

イ また、被告においては、原告が権利能力なき社団としての実態を有することを確認できなかったために、原告からの本件口座開設申込を承諾しなかった。銀行は、一般にマネーロンダリング防止の観点や、預金保険法に基づく預金保険制度の運営のため預金者の氏名・名称や住所等を整備する義務を負っていること、郵政民営化法による預入限度額の規制を受けていることから、口座の開設希望者が権利能力なき社団としての実態を有していることを確認するのは、被告にとって重要な事項である。被告は、このような観点から口座開設全般について権利能力なき社団の実態を具備していることを確認するための要件を含めて、一定の審査基準を設けているところ、原告は、当該基準を満たしていなかったことから、本件口座開設申込を承諾しなかったものである。

ウ さらに、結社の自由の侵害という点については、被告における振替口座の開設が認められなかったからといって、本ブックレットの販売活動自体は可能であり、その他の金融機関に口座を開設するなどして販売代金の決済を行うことは可能であり、被告において振替口座を開設することは、原告が活動する上で必須の条件ではないから、被告による本件口座開設申込の拒否により、原告の結社の自由が侵害されたとはいえない。

(4) 請求原因(4) (原告の損害) は否認ないし争う。上記(3)ウのとおり、本件口座開設により原告の活動が阻害されることはないから、原告に損害が生じたともいえない。

第3 当裁判所の判断

1 被告の本案前の主張について

(1) 民訴法29条により当事者能力が認められる法人でない社団（権利能力なき社団）に当たるといえるためには、①団体としての組織を備え、②多数決の原則が行われ、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての

主要な点が確定していることが必要とされる（最高裁昭和35年(オ)第1029号同39年10月15日第一小法廷判決・民集18巻8号1671頁〔以下「昭和39年最判」という。〕、同平成13年(受)第1697号同14年6月7日第二小法廷判決・民集56巻5号899頁各参照）。

5 (2) そこで、これを本件についてみるに、証拠（甲4）によれば、原告は、その設立時（令和6年5月10日）より規約を制定し、同規約の定めによれば、
10 会員をもって原告を構成するものとされ、会員として入会しようとする者は入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得るものとされていること（6条）、
15 会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができるとされていること（8条）、原告の役員として、代表、事務局長、監事を各1名置くとされていること（5条、9条）、原告は会員をもって構成する総会を年1回開催するものとされていること、原告の財産は事務局長と会計担当が管理するとされていることが認められ、かつ、令和6年5月10日に、上記規約の定め
20 に沿う形で、会員5名が出席して原告の発足総会が開催されていること（甲14の8）が認められる。また、原告は、災害時の被害回避を啓蒙する著作物の出版の企画と販売をすることを目的とし、かかる著作物の販売と送付を
25 すること等を活動・事業内容としているところ（甲4・3条、4条）、設立当初収支はないとされていたものの（甲14の9）、2025年度の予算案によれば、会員から納入された会費及び寄付を原資として、日本版の会発行に係るブックレットの発送業務を行っているもので、その活動内容に即した形で収支の管理が行われていること（甲19、弁論の全趣旨）が認められる。

以上の認定事実を上記(1)の説示に照らすと、原告については、同説示に係る①ないし④のいずれの要素をも満たすというべきであって、民訴法29条の法人でない社団に当たると認められる。

したがって、被告の本案前の主張は採用できない。

2 本案について

(1) 上記第2の1及び3の原告及び被告の各主張に照らすと、本案の主要な争点は、被告による本件口座開設申込拒否が不法行為上違法といえるかという点であることから、以下、この点について検討する。

(2) まず、この点に関し、原告は、民営化前の郵便局において、正当な理由なく郵便振替口座の開設を拒否できなかったところ、このような法律関係は郵政民営化後も変容されないというべきであって、被告は、特段の正当な理由なく振替口座の開設を拒否できず、例外的に同口座開設を拒否する場合には、その正当な理由につき説明を尽くすことが求められる旨主張する。

この点、郵政民営化前には、郵便局は正当な理由なく郵便振替口座の開設を拒否できず、これを拒否する場合にその正当な理由につき説明を尽くす必要があると解されていたことは当事者間に争いがない。しかるに、日本郵政公社が行っていた郵便貯金等に関する業務を引き継がせるために設立された被告（郵政民営化法5条2項4号）が、銀行法の適用を受けることは明らかであるところ（同法98条1項）、銀行法には、口座開設の申込みを受けた場合における銀行の承諾の自由を制約する趣旨の定めは存在せず、その他の法令上もかかる承諾の自由を規制する定めがないことからすれば、被告は、契約自由の原則に基づき、口座開設希望者からの申込みを拒む自由を有するというべきである。したがって、被告において、原告からの本件口座開設申込を拒むことが直ちに違法となるものではなく、かつ、同拒絶に正当な理由を要しないと解される。

この点、原告は、郵便振替口座の取扱いが民法上の契約に基づくことは郵政民営化の前後で変わらないことを指摘するが、民営化の前後でその業務を規制する法令が郵便振替法から銀行法に変わっていることからすれば、原告指摘の点を根拠に、上記の承諾の自由が制約されると解することはできない。原告は、なおも、民営化前の郵便振替法に正当な理由なく振替口座開設申込を拒否できない旨の明文はなかったものの、解釈上、同申込を正当な理由な

く拒否できないとされてきたことからすれば、民営化後の被告につき、銀行法に明文がなくとも同様に解釈することに支障はないとも主張するが、被告が、その業務を銀行法によって規制されるにもかかわらず、他の銀行と異なり口座開設申込を正当な理由なく拒否できないとされるのであれば、何らかの明文規定が設けられてしかるべきであると考えられるから、原告の上記主張を採用することはできない。

- (3) 以上のように、被告において、口座開設申込を拒絶することが直ちに不法行為法上違法になるとはいえず、これが違法となり得るのは、社会通念上許容し難い不当な動機でこれを拒絶した場合などの特別な事情がある場合に限られるというべきであるところ、本件全証拠によってもかかる特別の事情を認めるには足りない。

むしろ、被告においては、法人格なき社団名義での口座開設に関し、昭和39年最判で説示された基準に即した審査基準を設けて審査を行っているとし、被告は、原告が同審査基準を満たさなかったと主張する。被告は、同審査基準の詳細を明かさないため、本件口座開設申込拒否の具体的な経緯等は証拠上不明であるものの、被告が主張するように、同審査基準を開示することにより実体を伴わない権利能力なき社団が当該基準の潜脱を図るおそれがあるもので、とりわけマネーロンダリング及びテロ資金供与対策といった観点や、特殊詐欺、SNS投資詐欺に実体のない団体名義の口座を利用する社会的実態があることにも照らすと、被告が当該基準を開示しないことが直ちに不合理とはいえない（原告は、以前に日本版の会が口座開設申込をした際には、被告が同会の権利能力なき社団であることを争わず、口座開設に応じた旨主張するが、社会情勢の変動に応じて審査基準が変動することもあると考えられることなどからすれば、上記主張に係る点をもって、上記説示が影響を受けるものではない。）。また、被告提出に係る聴取報告書（乙3）及び弁論の全趣旨からも、被告において、法人格を有しない団体から口座開

設申込があった場合に、かかる審査を行っている実態があり、実際に口座開設を拒否した事例が相当数存在することがうかがわれる。

5 なお、上記1説示のとおり、原告については、昭和39年最判の基準に照らして民訴法29条の法人でない社団に該当し、民訴法上の当事者能力を有するものであるが、被告は、上記のマネーローンダリング及びテロ対策資金
10 供与対策並びに特殊詐欺及びSNS詐欺被害防止という観点から、昭和39年最判の基準をさらに精緻化し堅牢なものとした基準を設けている旨主張しているところであるから、原告が同条の法人でない社団に当たるとい
15 うことと被告の審査基準を満たさなかったということが相容れないとはいえず、直ちに本件口座開設申込拒否が違法となるものではないというべきである。

20 加えて、原告ないしその構成員が被告からの振替口座開設拒否によって一定の不便さや不快感を覚えることは理解できないわけではないものの、原告が主張するブックレットの代金の送金口座という目的であるならば、原告の構成員個人名義での被告での口座開設あるいは他の金融機関での口座開設により対応することも不可能とはいえないから、この点に照らしても、被告による本件口座開設申込拒否が違法であるとはいえない。

第4 結 論

25 以上によれば、原告の請求については、その余の点について判断するまでもなく理由がないことに帰するから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第4部

裁 判 官

西村康一郎

これは正本である。

令和 7 年 9 月 2 4 日

東京地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 齊 藤 竜 也